

議案第2号

基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について

基山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 赴任 新たに採用された職員のうち、本町の要請により国家公務員から引き続いて職員となった者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行することをいう。

第3条第1項中「出張」を「出張し、又は赴任」に改め、同条第2項各号中「出張」の次に「又は赴任」を加える。

第6条中「及び交通費」を「、交通費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」に改める。

第24条を第27条とし、第21条から第23条までを3条ずつ繰り下げる。

第20条中「旧在勤地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費」を「次に掲げる旅費」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、旧在勤地から死亡地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した新在勤地から死亡地までの前職務相当の旅費

第20条を第23条とする。

第19条中「退職者等の命令があつた日にいた地区から旧在勤地までについては、前職務相当の旅費」を「次に掲げる旅費」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、退職者等の命令があつた日にいた地区

から旧在勤地までについては、前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第19条を第22条とし、第18条の2の次に次の3条を加える。

(移転料)

第19条 移転料の額は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じた次に掲げる額による。ただし、これにより難い特別な事情がある場合には、前段の規定にかかわらず、移転に係る実費の範囲内で町長が必要と認める額を支給することができる。

- (1) 赴任の際に扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額

- (2) 赴任の際に扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

- (3) 赴任の際に扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、赴任に伴う扶養親族の移転について、路程に応じた次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際に扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者にあつては、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶

養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第19条関係）

鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未満	鉄道100 キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未満	鉄道300 キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未満	鉄道500 キロメ ートル 以上 1,000キ ロメー トル未 満	鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上1,500 キロメ ートル 未満	鉄 道 1,500キ ロメー トル以 上2,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 2,000キ ロメー トル以 上
107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

備考 路程の計算について、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

国との人事交流を実施するにあたり、赴任に係る旅費を支給するため、基山町職員の旅費に関する条例を改正する必要がある。

令和3年3月11日原案可決